

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1 あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、5年末現在、44道府県労委である。

5年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は297件で、このうち4年から繰越されたものは39件、新規に係属したものは258件であった（第47表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は258件で、4年に比べ28件の増加となった。過去5年の推移は、元年330件、2年284件、3年243件、4年230件となっている（図5参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が249件・96.5%（4年224件・97.4%）、使用者からの申請が9件・3.5%（同6件・2.6%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第48表参照）。

(4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、鳥取20件・7.8%（4年29件・12.6%）が最も多く、次いで、愛知18件・7.0%（同14件・6.1%）、静岡17件・6.6%（同9件・3.9%）、北海道16件・6.2%（同11件・4.8%）、埼玉、広島及び徳島12件・4.7%（同埼玉12件・5.2%、広島10件・4.3%、徳島5件・2.2%）が続いている（第47表参照）。

第 47 表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

(単位:件)

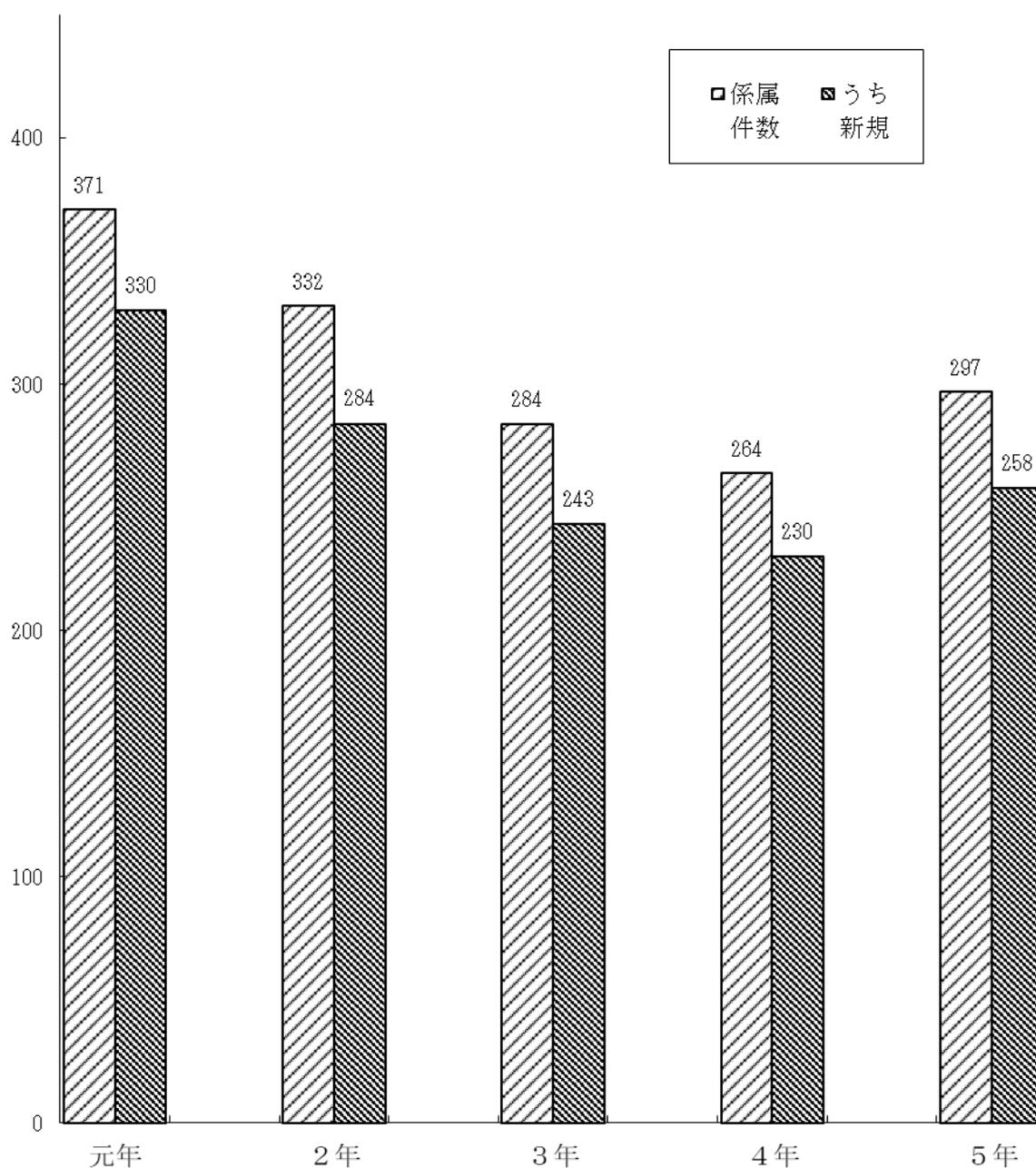
都道府県 労委	区分	あ っ せ ん								次期 繰越
		係 属 件 数			終 結 件 数				計	
		前期 繰越	新規係 属件数	計	解決	打切	取下	不開始		
北海道		0	16	16	3	4	6	0	13	3
青森		0	5	5	0	1	2	0	3	2
岩手		0	1	1	0	0	0	0	0	1
宮城		0	5	5	3	2	0	0	5	0
秋田		0	2	2	1	1	0	0	2	0
山形		1	9	10	7	1	1	1	10	0
福島		0	4	4	0	4	0	0	4	0
茨城		2	5	7	0	5	1	0	6	1
栃木		1	9	10	3	2	1	3	9	1
群馬		0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉		2	12	14	1	11	0	0	12	2
千葉		0	7	7	4	2	0	1	7	0
東京		-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川		1	3	4	1	3	0	0	4	0
新潟		0	6	6	2	3	0	0	5	1
山梨		0	4	4	1	1	1	0	3	1
長野		1	8	9	6	3	0	0	9	0
静岡		3	17	20	6	11	0	0	17	3
富山		0	1	1	1	0	0	0	1	0
石川		0	5	5	4	0	1	0	5	0
福井		0	6	6	5	1	0	0	6	0
岐阜		0	1	1	0	0	0	0	0	1
愛知		1	18	19	4	12	0	0	16	3
三重		0	1	1	0	1	0	0	1	0
滋賀		0	1	1	0	1	0	0	1	0
京都		1	8	9	6	2	0	0	8	1
大阪		1	2	3	2	1	0	0	3	0
兵庫		-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良		1	5	6	1	3	1	0	5	1
和歌山		2	6	8	5	2	0	0	7	1
鳥取		4	20	24	15	6	3	0	24	0
島根		4	7	11	5	6	0	0	11	0
岡山		0	2	2	0	1	0	0	1	1
広島		2	12	14	4	4	1	0	9	5
山口		0	1	1	0	1	0	0	1	0
徳島		3	12	15	12	3	0	0	15	0
香川		0	1	1	0	1	0	0	1	0
愛媛		0	1	1	1	0	0	0	1	0
高知		2	0	2	1	1	0	0	2	0
福岡		0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀		0	7	7	4	0	0	0	4	3
長崎		2	1	3	1	1	0	0	2	1
熊本		1	7	8	2	5	0	0	7	1
大分		0	1	1	1	0	0	0	1	0
宮崎		0	5	5	2	2	0	1	5	0
鹿児島		0	3	3	0	3	0	0	3	0
沖縄		4	11	15	3	10	1	0	14	1
総計 (注2)		39	258	297	117	121	19	6	263	34
					44.5%	46.0%	7.2%	2.3%	100%	
4年 (注2)		34	230	264	100	94	22	9	225	39
					44.4%	41.8%	9.8%	4.0%	100%	

(注) 1. 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

東京都：都によるあっせんを実施。
 兵庫県：労使相談センターによるあっせんを実施。（令和6年3月閉鎖）
 福岡県：県によるあっせんを実施。その中で労働委員会委員によるあっせんの制度が設けられている。（表中は委員によるあっせんの件数）

2. 総計には、福岡県の件数は含まれていない。

図5 あっせん件数の推移



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計（44 労委）。

第 48 表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あつせん件数の推移

(単位：件)

年	開始事由		労働者申請		使用者申請		労使双方申請		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
元年	318	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	330	100%		
2年	278	97.9%	6	2.1%	0	0.0%	284	100%		
3年	237	97.5%	6	2.5%	0	0.0%	243	100%		
4年	224	97.4%	6	2.6%	0	0.0%	230	100%		
5年	249	96.5%	9	3.5%	0	0.0%	258	100%		

2 あつせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別及び従業員数規模別事業主の状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は0件・0.0%（4年0件・0.0%）、10人以上49人以下は5件・10.9%（同5件・12.2%）、50人以上99人以下は5件・10.9%（同3件・7.3%）、100人以上299人以下は6件・13.0%（同10件・24.4%）、300人以上499人以下は5件・10.9%（同4件・9.8%）、500人以上は24件・52.2%（同19件・46.3%）であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は30件・16.0%（同28件・16.4%）、10人以上49人以下は63件・33.7%（51件・29.8%）、50人以上99人以下は17件・9.1%（同23件・13.5%）、100人以上299人以下は31件・16.6%（同34件・19.9%）、300人以上499人以下は13件・7.0%（同10件・5.8%）、500人以上は29件・15.5%（同16件・9.4%）であった（第49表参照）。

第 49 表 当事者である事業主の状況

(単位：件)

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	企業規模不明	合計
		5年 (4年)	組合あり	0 (0)	5 (5)	5 (3)	6 (10)	5 (4)	24 (19)
	組合なし	30 (28)	63 (51)	17 (23)	31 (34)	13 (10)	29 (16)	4 (9)	187 (171)
	合計	30 (28)	68 (56)	22 (26)	37 (44)	18 (14)	53 (35)	5 (9)	233 (212)

- (注) 1. 件数は終結件数である。4年は13件、5年は30件が組合の有無について不明。
2. 下段の()は4年の数値である。

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が 157 件・59.7%（4 年 125 件・55.6%）、パート・アルバイトが 52 件・19.8%（同 47 件・20.9%）、契約社員が 34 件・12.9%（同 33 件・14.7%）、派遣労働者が 7 件・2.7%（同 11 件・4.9%）、その他が 13 件・4.9%（9 件・4.0%）となっている（第 50-1 表、図 6 参照）。

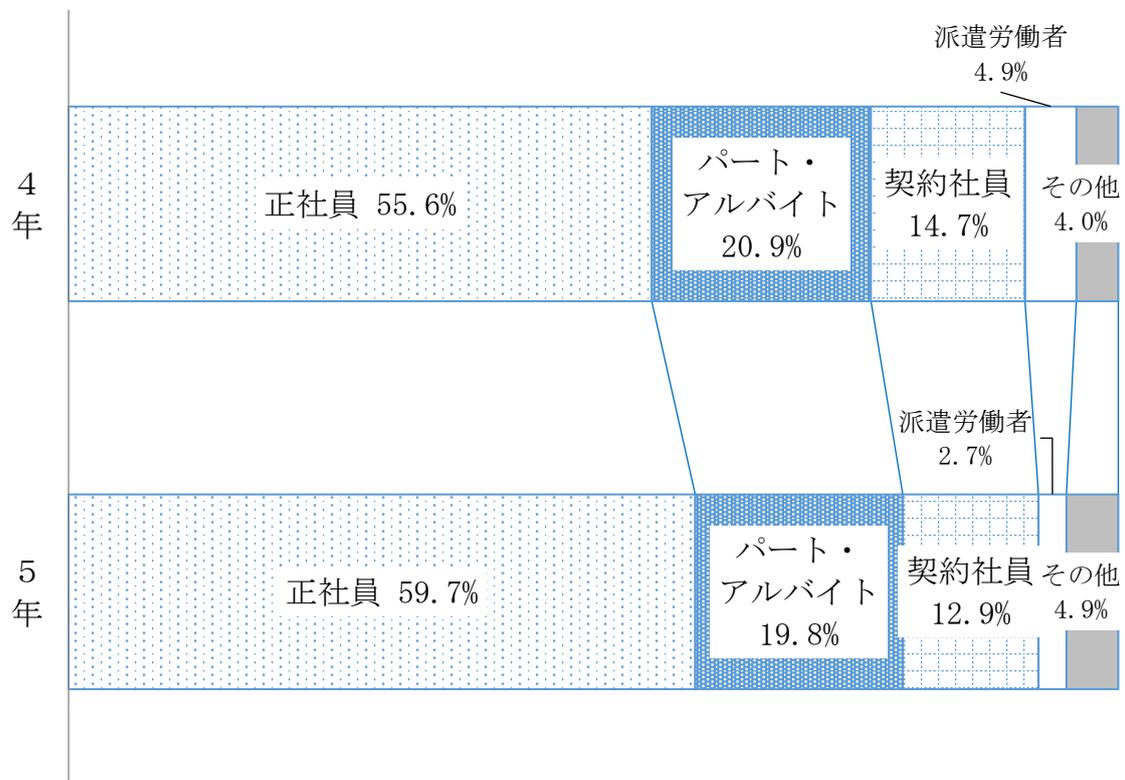
第 50-1 表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

（単位：件）

就労状況	正社員		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
4 年	125	55.6%	47	20.9%	33	14.7%	11	4.9%	9	4.0%	225	100%
5 年	157	59.7%	52	19.8%	34	12.9%	7	2.7%	13	4.9%	263	100%

- (注) 1. 件数は終結件数である。
2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

図 6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別及びあっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別・あっせんの内容別事項をみると正社員、パート・アルバイト、契約社員及びその他では「経営又は人事」が最も多いが、派遣労働者は「職場の人間関係」が最も多い。(第 50-2 表参照)。

第 50-2 表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：件)

就労状況	事項		経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
正社員	94	33.7% (1)	68	24.4% (2)	30	10.8% (4)	57	20.4% (3)	30	10.8% (4)	279	100%		
パート・アルバイト	33	38.8% (1)	17	20.0% (2)	11	12.9% (4)	14	16.5% (3)	10	11.8% (5)	85	100%		
契約社員	29	47.5% (1)	10	16.4% (3)	6	9.8% (4)	12	19.7% (2)	4	6.6% (5)	61	100%		
派遣労働者	2	22.2% (2)	2	22.2% (2)	2	22.2% (2)	3	33.3% (1)	0	0.0% (5)	9	100%		
その他	9	45.0% (1)	2	10.0% (3)	2	10.0% (3)	2	10.0% (3)	5	25.0% (2)	20	100%		

- (注) 1. 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。
2. 下段の () は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

3 あっせん内容の特徴

新規係属事件 258 件に係るあっせんの内容別事項数 427 件 (4 年 386 件) のうち、「経営又は人事」が 156 件・36.5% (同 145 件・37.6%)、「賃金等」が 97 件・22.7% (同 88 件・22.8%)、「労働条件等」が 54 件・12.6% (同 41 件・10.6%)、「職場の人間関係」が 79 件・18.5% (同 79 件・20.5%)、「その他」が 41 件・9.6% (同 33 件・8.5%) となっている。

4 年と比べると、「経営又は人事」が 11 件、「賃金等」が 9 件、「労働条件等」は 13 件、「その他」は 8 件増加し、「職場の人間関係」は前年と同じである (第 51 表参照)。

第51表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

(単位：件)

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		新規係属事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
元年	220	41.3%	104	19.5%	47	8.8%	123	23.1%	39	7.3%	533	100%	330
2年	182	39.7%	109	23.7%	46	10.0%	87	19.0%	35	7.6%	459	100%	284
3年	152	39.3%	74	19.1%	45	11.6%	78	20.2%	38	9.8%	387	100%	243
4年	145	37.6%	88	22.8%	41	10.6%	79	20.5%	33	8.5%	386	100%	230
5年	156	36.5%	97	22.7%	54	12.6%	79	18.5%	41	9.6%	427	100%	258

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は新規係属事件数に一致しない。

4 あっせん員の構成

終結した事件 263 件のうち、あっせん員の指名がされた 241 件（4年 197 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 192 件・79.7%（同 157 件・79.7%）、委員及び事務局職員が 28 件・11.6%（同 21 件・10.7%）などとなっている（第 52 表参照）。

第52表 あっせん員の構成

(単位：件)

	委 員			委員＋非委員				非 委 員		合計								
	三者構成	公益委員のみ	その他	委員及び事務局職員		その他	事務局職員	その他										
				うち、委員三者構成														
4年	157	79.7%	1	0.5%	0	0.0%	21	10.7%	19	9.6%	8	4.1%	0	0.0%	10	5.1%	197	100%
5年	192	79.7%	1	0.4%	0	0.0%	28	11.6%	27	11.2%	8	3.3%	1	0.4%	11	4.6%	241	100%

5 あっせんの終結

(1) 処理状況

5年は、4年からの繰越 39 件を含む 297 件（4年 264 件）の係属事件のうち、263 件（同 225 件）が終結し、34 件（同 39 件）が6年に繰り越された。終結した 263 件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの（「あっせんあり」）は 143 件（同 122 件）、同意しなかったもの（「あっせんなし」）は 120 件（同 103 件）であった（第 47 表、チャートβ参照）。

(2) あっせんを行った事件

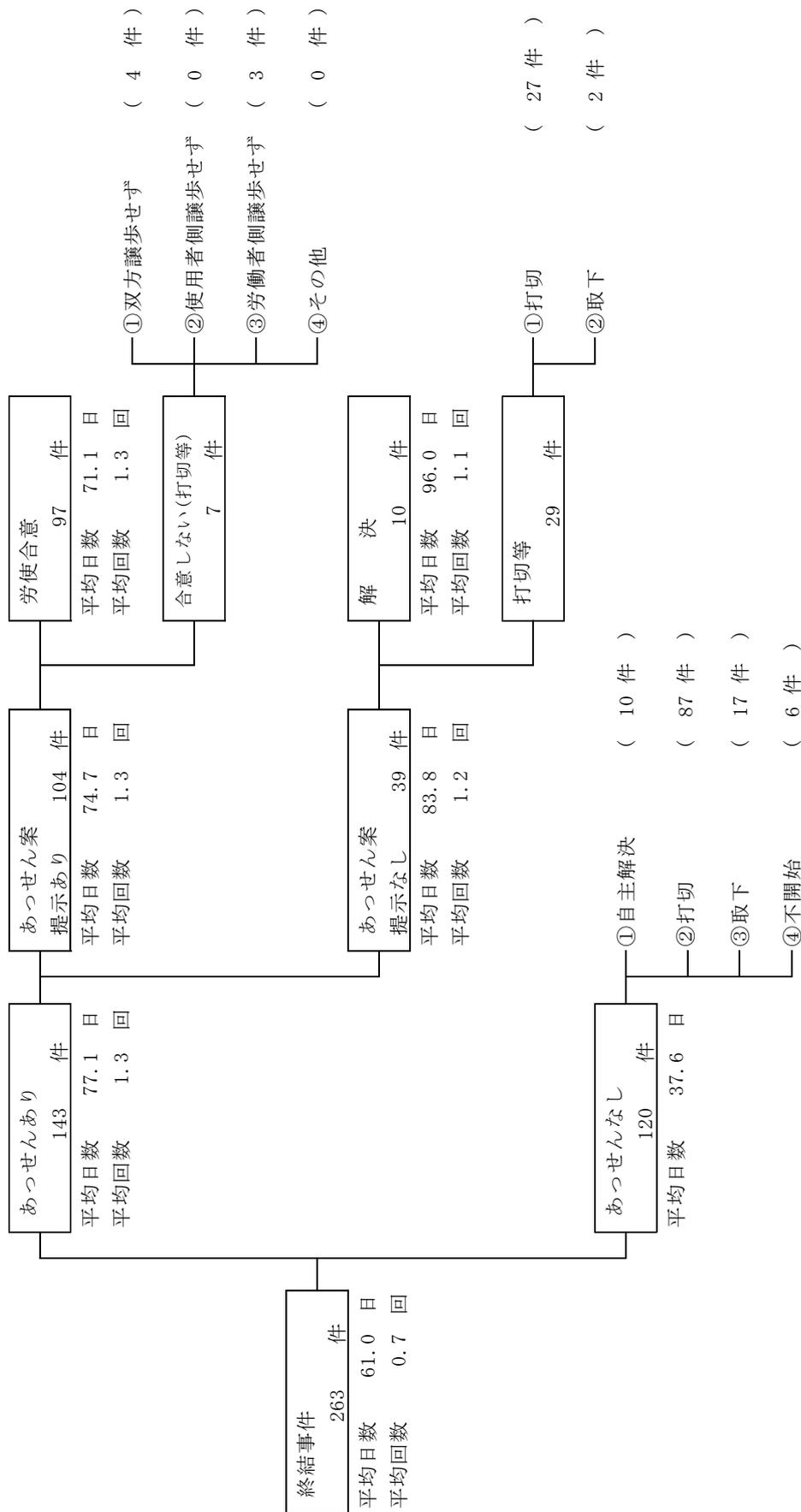
あっせんを行うことに同意した事件 143 件（4年 122 件）のうち、あっせん案の提示が

あった104件(同98件)の内訳をみると、労使合意したもの(解決)が97件(同88件)、労使合意しなかったもの(打切等)が7件(同10件)であった。労使合意しなかった7件の内訳は「双方譲歩せず」が4件、「使用者側譲歩せず」が0件、「労働者側譲歩せず」が3件となっている。また、あっせん案の提示がなかった39件の内訳をみると、解決10件、打切等が29件となっている(チャートβ参照)。

(3) あっせんを行わなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件120件(4年103件)の内訳をみると、打切が87件(同67件)と最も多く、次いで、取下17件(同21件)、自主解決10件(同6件)、不開始6件(同9件)となっている(チャートβ参照)。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下及び不開始を除く最終件数

(4) 解決状況

5年に終結した事件263件（4年225件）のうち、取下・不開始を除く238件（同194件）の終結状況は、解決117件（同100件）、打切121件（同94件）で、その解決率は49.2%（同51.5%）であった（第53表参照）。

第53表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

（単位：件）

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		合計		
元年	127	39.3%	150	46.4%	41	12.7%	5	1.5%	323	100%	45.8%
2年	125	43.0%	124	42.6%	34	11.7%	8	2.7%	291	100%	50.2%
3年	90	36.0%	131	52.4%	23	9.2%	6	2.4%	250	100%	40.7%
4年	100	44.4%	94	41.8%	22	9.8%	9	4.0%	225	100%	51.5%
5年	117	44.5%	121	46.0%	19	7.2%	6	2.3%	263	100%	49.2%

- (注) 1. 解決率(%) = 解決件数 ÷ 取下・不開始を除く終結件数 × 100
 2. 「打切」には被申請者の不参加による打切も含む。

(5) 平均処理日数

取下・不開始を除く238件（4年194件）の平均処理日数は61.0日（同57.5日）であった（第54表参照）。

第54表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

（単位：日）

	元年	2年	3年	4年	5年
平均処理日数	46.4	52.9	54.5	57.5	61.0

- (注) あっせん処理日数は、申請書受付日（又はあっせん員指名日・あっせん受任日）～終結日で計算している。